

日本放送協会令和元年度業務報告書に対する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

令和元年度は、受信料徴収の徹底等に努めた結果、収支予算を上回る220億円の収支差金を計上する等、おおむね所期の成果を収めたものと認められる。

ただし、繰越金の現状や、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえると、特に負担感のある「衛星付加受信料」をはじめとする受信料の在り方について、コロナ禍における家計の負担軽減の観点から、国民・視聴者の期待に応えられるよう早急に見直しを行うことが強く求められるとともに、より精緻な収支予算の編成に努めることが望まれる。

今後、放送を巡る社会環境は大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組む等、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を引き続き実施し、その結果を「N H K 経営計画（2021－2023年度）」（以下「次期中期経営計画」という。）に反映することが強く求められる。

また、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供等に努めるとともに、公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じることが望まれる。

こうした認識の下、令和元年度に協会が実施した業務について、協会の令和元年度収支予算等に付した総務大臣の意見の主な項目に照らして特記すべき事項は以下のとおりである。

記

1 国内放送番組の充実

（1）放送番組

放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えることが期待される。さらに、大規模自然災害発生時、総合テレビジョンの放送において、英語表記やQRコードにより、N H K国際放送「N H Kワールド J A P A N」の英語ウェブサイトへの案内を実施する等、外国人に向けた情報提供にも取り組んでいる。引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用してきめ細やかな情報提供を行うことが期待される。また、自国開催で国民・視聴者が高い関心を有する第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の放送に当たっては、引き続き、民間放送事業者とも十分に意思疎通を図りながら実施することにより、国民・視聴者の関心に的確に応え、大会の成功に貢献することが期待される。

（2）地域放送

少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らし等それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めることが期待される。

（3）視聴覚障害者等に向けた放送の充実

引き続き、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、字幕放送、解説放送、

手話放送の拡充に努めることが求められる。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送等の一層の充実に努めるとともに、手話放送の充実に取り組むことが求められる。また、音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究、CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究等、放送サービスの高度化に向けた研究の一層の推進が期待される。

2 國際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

訪日外国人向けの番組や災害情報、新型コロナウイルスの影響等の提供、地域の情報の発信強化、多言語展開やインターネット展開を意識したコンテンツの拡充等の取組も進めたが、依然、国際的な認知度が向上しているとはいえない状況にある。

東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ることが必要である。特に、「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ一層効果的かつ積極的に推進することが求められる。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かることの具体的な指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めることが求められる。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めることが求められる。

さらに、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めるとともに、地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた支援に取り組むこと等が期待される。

3 4K・8K放送の推進及びインターネット活用業務等に関する関係者間連携等

平成30年12月に開始された新4K8K衛星放送については、同放送の早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作に取り組むとともに、東京2020大会の機会を捉え、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴方法やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供、左旋円偏波の受信環境の整備を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすことが期待される。

また、4K・8Kについては、医療、教育等放送以外の分野での利活用や海外展開への寄与に努めることが期待される。

令和2年4月に開始された「NHKプラス」を含むインターネット活用業務については、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、会計上の透明性を確保しつつ、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、民間放送事業者との連携・協力については、民間放送事業者の求めに応じ、その具体化を図ることが求められる。特に、インターネット活用業務実施基準の変更に当たっては、放送法及び「インターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(令和元年9月6日)に基づき、当該業務の実施に要する費用の上限を明確に定めることとされていること等を適切に踏まえることが強く求められる。さらに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めることが求められる。また、「NHKオンデマンド」を含む放送番組等有料配信業務勘定の繰越欠損金が令和元年度末で約67億円となっていることから、引き続き収支の改善に努めることが求められる。

このほか、地域の放送ネットワークの維持・管理に当たっては、民間放送事業者との連携・協力について一層積極的に実施していくことが望まれる。

4 経営改革の推進

(1) ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底等

令和元年度には、委託先事業者における個人情報の漏えい、職員による不正経理による着服等の不祥事が明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。

再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めることが強く求められる。具体的には、受信料に係る契約・収納等業務全般や協会全体の個人情報保護に関し、抜本的な再発防止策を講じ、寄せられる苦情や意見も踏まえ不断の見直しを更に行っていくこと、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスの確保が強く求められる。

子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、NHKグループ全体の役割分担の明確化、高止まりしている「随意契約比率」の引き下げ、透明性向上に資する情報公開等も含め、子会社・関連会社を含む「グループ経営」の在り方についてより具体化し、その取組を着実かつ徹底的に進めすることが強く求められる。また、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元及び子会社等の事業活動の適正性確保については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日)等に基づき、引き続き適切に対応することが求められる。

(2) 女性の活躍

令和元年度時点の女性職員比率は18.6%、女性管理職(関連団体等への出向者を含む)比率は10.6%、女性役員(経営委員、会長、副会長及び理事)比率は25%に増加した。引き続き、女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、必要に応じて新たな目標を設定しつつ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させることが求められる。

(3) 働き方改革

平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むことが求められる。とりわけ、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果しながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むことが求められる。

(4) 業務の合理化・効率化等

協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めることが強く求められる。

既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適正なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら早急に検討を進め、特に、次期中期経営計画案で示された衛星及びラジオの放送波の削減については、その削減時期・方法を早期に具体化することが強く求められる。

また、放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録を含む協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を果たしていくことが求められる。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

令和元年度末の受信料支払率は82.8%であり、年度当初の計画を上回る受信料収入を確保した。受信料の公平負担の徹底に向けて、引き続き、未契約者及び未払者対策について、現状分析と課題の整理を十分に行った上で着実に実施することが求められる。また、受信料収入の1割を超える高水準で推移している営業経費については、一層の効率化に向けて徹底的な見直しを行い、削減を図っていくことが強く求められる。

受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めることが求められる。

NHKふれあいセンターに寄せられた訪問員の応対・説明に対する苦情等は令和元年度で約2万9千件に上っていることから、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不斷に見直しを行うことが強く求められる。

受信料については、国民・視聴者の期待に応えられるようなものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められる。令和元年度末には1,280億円の財政安定のための繰越金を有していること、及び近年は事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえ、特に負担感のある「衛星付加受信料」をはじめとする受信料の在り方について、コロナ禍における家計の負担軽減の観点から、衛星波の削減を含む既存業務全体の徹底的な見直しとあわせて、早急に見直しを行っていくことが強く求められる。

6 大規模災害からの復旧・復興への貢献と公共放送の機能の強靭化等

令和2年度も7月豪雨等の大規模災害が発生しており、引き続き、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、大規模災害の被災地の復旧・復興への取組を支援することが期待される。

また、緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化を図ることが期待される。

さらに、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すことが求められる。

7 放送センター建替

放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査することが求められる。

さらに、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、機能の地方分散に取り組むことが求められる。

8 新型コロナウイルスの感染拡大への対応

協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じることが望まれる。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受信料の支払いが困難になった者に対し、引き続き、負担を軽減する等の適切な対応に努めることが望まれる。